

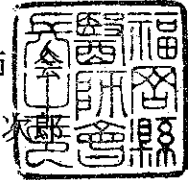


福岡医発第 1749 号(地)
平成15年12月26日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関 原 敬 次



「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」の検査項目の追加について
(特定機能病院への専任の院内感染対策を行う者の配置)

標記の件につきまして、福岡医発第1620号(H15.12.12付)にて通知いたしておりましたが、日本医師会より追加検査項目が別添のとおりありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

日医発第 759 号（地 205）
平成 15 年 12 月 17 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
坪 井 栄 孝

「医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査要綱」の検査項目の追加について
（特定機能病院への専任の院内感染対策を行う者の配置）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて先般、特定機能病院に専任の院内感染対策を行う者を配置するよう医療法
施行規則の改正がなされた件につきましては、本年 11 月 28 日付日医発第 723
号（地 187）の文書をもって、貴会にご連絡申し上げているところです。

これを受け、今般、「医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査要綱」に標
記の検査項目の追加がなされ、厚生労働省医政局長より各都道府県知事等宛に通
知がなされるとともに、本会に対してもその了知方依頼がありました。

なお、本件は、あくまでも特定機能病院に関するものであり、一般の医療機関
を対象とするものではありません。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますよう
よろしくお願い申し上げます。

医政発第 1210004 号
平成 15 年 12 月 10 日

社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長

医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査要綱の検査項目の追加について

標記について、別添（写）のとおり各都道府県知事あて送付したので御了知願います。

(別 添)

医療法第25条第1項の規定 に基づく立入検査要綱

(検査項目抜粋)

(平成16年1月)

厚生労働省医政局

第2表 検 査 表
(年 月 日 調査)

[2 管 理]	前年判定	当年判定	備 考
2—10 医療安全管理及び院内感染対策の体制確保	/	/	
8. 専任の院内感染対策を行う者の配置状況			特定機能病院の該当項目

検 査 基 準

検査基準の説明

- 1 判定は細分類の項目番号（例 1 - 4）の付されている検査項目ごとに行う。
- 2 判定の表示は、検査項目に適合している場合は「○」、適合していない場合は「×」を、検査の対象とならない検査項目については「-」を、それぞれ第 2 表（検査表）の「判定」欄に記入する。
- 3 「 」の印が付されている項目は、その印の後に記載されている病院についてのみ検査対象とする。
- 4 判定に当たって検査対象施設が全くない場合は、その施設に関する検査項目はすべて適合していないものとして取り扱う。

項目 番号	項 目	根拠法令等	摘 要	備 考
2	管 理			
2-10	安全管理及び院内感染対策のための体制が確保されているか。	法15.1 則9の23	8.専任の院内感染対策を行う者を配置していること。	「専任の院内感染対策を行う者」は、当該病院における院内感染対策を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、病院内における職員の院内感染対策に関する意識の向上や指導等の業務を行うものであり、次に該当するものである必要があること。 医師、歯科医師、薬剤師又は看護師のうちのいずれかの資格を有していること。 院内感染対策に関する必要な知識を有していること。 「専任の院内感染対策を行う者」は、就業規則における通常の勤務時間の少なくとも半分以上の時間を院内感染対策業務に従事していること。 （H15.11.5 事務連絡）